

守口市門真市消防組合火災予防広報の協力に関する募集要綱

1 趣旨

守口市門真市消防組合（以下「本消防組合」という。）は、民間事業者の皆さまの知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを取り入れ、消防の行政サービスの向上につなげるため、地域貢献を目指す民間事業者の皆さまと連携した事業について募集します。

2 対象事業者

提案の趣旨に賛同するとともに商品等の製作を希望する個人以外の者（以下「提案者」という。）です。なお、提案者の本社・本店所在地は守口・門真市内外を問いません。

3 対象事業

市民の安心・安全につながる消防の事業全般

4 留意点

- (1) 個人（個人で事業を営む方を除く）からのご提案は受け付けできません。
- (2) 提案者又はご提案内容が次に該当する場合は、ご提案を受け付けできません。
 - ア 法令や公序良俗に反する場合
 - イ 本消防組合の条例や規程などに反する場合
 - ウ 政治や宗教、反社会的勢力に関連性がある場合
 - エ 公共性に問題があるなど、連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合
- (3) ご提案の事業の連携に関する調整には、非常に時間がかかる場合があります。
- (4) ご提案の内容や調整の結果によっては、連携が実現できない場合があります。
- (5) 本消防組合に費用負担が発生する事業は契約となりますので、連携の対象にできません。
- (6) 連携の成立・不成立にかかわらず、本消防組合はご提案にかかる経費（人件費、交通費、調整費、資料作成費など）や生じた損害などを負担いたしません。
- (7) 行政機関として公平性の観点から、複数の事業者から同種の事業のご提案を受け付ける場合があります。

5 問合せ先

大阪府門真市殿島町7番1号
守口市門真市消防組合 消防本部予防課
TEL：06-6906-1302
E-mail：yobou@mkfd119.jp